

CONTENTS

あいさつ

1 協議会会長 井床 伸治

2 千葉県知事 森田 健作

協議会活動

3 理事会

4 研修会・セミナー等開催状況

会員紹介

6 大平洋機工(株)

7 プロモ(株)

行政ニュース

8 「令和元年台風第15号、第19号及び10月25日の  
大雨に係る千葉県災害廃棄物処理実行計画の策定について」

11 「フロン排出抑制法の改正について」

地域部会、イベント等

14 地域部会活動報告

15 エコメッセ 2019 in ちば

16 協議会スケジュール、お知らせ





## あいさつ

2020 年 令和 2 年

会長 井床 伸治  
日本製鉄(株) 君津製鉄所副所長



明けましておめでとうございます。

お健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

はじめに、昨年の 9 月・10 月の相次ぐ台風により、被害に遭われた方々並びに関係者の皆様には、心からお見舞い申し上げます。

昨年は、強力な台風が日本各地で猛威を振るい、千葉県においても、記録的な暴風雨となった台風15号及び19号により、広範囲で長期的な停電や断水、膨大な数の住宅の損壊など、これまでにない甚大な被害をもたらしました。

改めて、自然災害の恐さ、防災の大切さを実感させられた一年でもありました。

一方で、明るい出来事も多くあった1年でもありました。日本でラグビーW杯が開かれ、「ワンチーム」を掲げた日本チームが活躍したこと、そしてリチウムイオン電池の開発で、吉野彰さんがノーベル化学賞を受賞されたことは、おおいに勇気づけられ、感慨深い出来事となりました。

さて本年は、夢と希望を与えてくれる「東京オリンピック・パラリンピック」が開催されます。米中関税摩擦など先行きの不透明感が深まっていますが、「令和」という新時代の幕開けとともに、開催による経済波及効果が大いに期待されるところです。

今日の環境問題は、地球温暖化、廃棄物処理、生物多様性、化学物質管理など、地域はもとより国の境界をも越え、地球規模の課題となっています。

「企業の環境に対する取り組み」に対する関心も年々高まり、近年は環境経営の取り組みにより企業評価がなされ、企業が選別される時代に変遷しつつある中で、当協議会も変化点を捉えた情報発信が求められています。

当協議会としても、このような状況を理解し、各産業、企業の枠を超えて、環境保全に関する知識と技術力向上の支援活動を行うとともに、今後も関係行政の皆様や住民の皆様とコミュニケーションを密にし、環境保全に取り組んでまいります。

最後に、本年の各会員企業の皆様方の益々のご活躍とご発展をお祈り申し上げるとともに、今後も当協議会に一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。

## あいさつ

## 千葉県知事 森田 健作



謹んで新年の御挨拶を申し上げます。

昨年の台風15号・19号及び10月25日の大雨では、これまでにない甚大な被害が発生し、今なお不自由な生活を余儀なくされている方々がいらっしゃるものと存じます。

県では、速やかに支援、補助制度を立ち上げ、昨年11月に策定した「千葉県災害復旧・復興に関する指針」により、被災された方々の生活再建や産業の再生、市町村が実施する復旧・復興の取組への支援を総合的に進めています。

今後、防災対策の一層の充実や強化を図り、「災害に強い千葉県づくり」を推進してまいります。

さて、今夏いよいよ、東京2020大会が開催されます。

7月24日から開催されるオリンピックでは、幕張メッセにおいてレスリング、テコンドー、フェンシングの3競技が、釣ヶ崎海岸においてオリンピックでは初となるサーフィン競技が実施されます。また、8月25日から開催されるパラリンピックでは、幕張メッセにおいて車いすフェンシング、ゴールボール、シッティングバレーボール、テコンドーの4競技が開催されます。

国内外から訪れる方々に「千葉に来てよかった」、「また千葉に来たい」と思ってもらえるよう、オール千葉でおもてなしの機運醸成に取り組むとともに、豊かな自然環境、魅力的な観光地をはじめとする千葉の魅力を発信してまいります。

また、環境分野では、昨年4月、2028年度を目標年次とする第三次「千葉県環境基本計画」をスタートさせました。本計画は、千葉県環境基本条例に基づき策定する、環境分野における基本となる計画です。環境の保全に関する長期的な目標を定めるとともに、上位計画として、環境分野の個別計画等に施策の基本的方向を示し、諸施策を総合化・体系化することで、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る役割を担っています。「地球温暖化対策の推進」「循環型社会の構築」など、5つの基本目標を掲げ、「みんなでつくる『恵み豊かで持続可能な千葉』」の実現を目指し、分野横断的に施策を展開することで、環境・経済・社会的課題の同時解決を目指してまいります。

県民や事業者の皆様など、様々な主体と連携し、各分野の施策を推進してまいりますので、引き続き、皆様の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、一般社団法人千葉県環境保全協議会のますますの御発展と会員の皆様の御健勝を心からお祈り申し上げまして、新年のあいさつといたします。





## 協議会活動

### 第3回理事会

10月3日(木)

2019年度上期の活動状況報告と下期の活動計画具体案等について審議しました。会員の状況については下表のとおりです。

| 区分         | 正会員 | 賛助会員 | 計   |
|------------|-----|------|-----|
| 2019.3 末会員 | 196 | 4    | 200 |
| 新規会員       | 0   | 0    | 0   |
| 退会会員       | 2   | 0    | 2   |
| 2019.9 末計  | 194 | 4    | 198 |



研修会・セミナー等の主な行事予定は目次「協議会スケジュール」のページを参照願います。

## 公害防止管理者育成研修

【水質関係】9月25日(火)

・「土壌汚染対策法の調査契機について」

千葉県水質保全課 地質汚染対策班

副主査 渡邊 優一 氏

・「土壌汚染対策法の調査及び措置の概要」

千葉県水質保全課 地質汚染対策班

副主査 亀山 瞬 氏

・「『水熱利用システム』～CO<sub>2</sub>排出削減&省エネソリューション～」

オルガノ(株) プラント本部 ソリューション推進室 田熊 康秀 氏

・「工場・事業所の水質保全管理の取組みについて」

(1) JXTGエネルギー(株) 千葉製油所 環境安全グループマネージャー 中野 滋 氏

(2) (株)J-オイルミルズ 千葉工場 総務安全環境課長 川畑 英樹 氏



【騒音・振動・悪臭関係】11月13日(水)

・「騒音規制法・振動規制法・悪臭防止法の概要」

千葉県大気保全課 特殊公害班 班長 仁平 雅子 氏

・「工場・プラント騒音・振動事例と対策について」

(株)エス・アイ・テクノロジー

代表取締役 工学博士 岡田 健 氏

・「騒音計・振動レベル計について」

リオン(株) 音響振動計測器営業部 計測器販売課

三浦 誠暉 氏



測定器の実機展示



## 【化学物質関係】1月28日（火）

- ・「千葉県の化学物質大気排出状況と有害大気汚染物質対策について」

千葉県環境生活部大気保全課 大気指導班 副主査 田辺 香緒里 氏

- ・「毒物及び劇物取締法 毒物・劇物の保管管理について」

千葉県健康福祉部薬務課 審査指導班 副主査 望月 勝人 氏

- ・「最近の違反・事故事例から見る事業所の環境管理について」

東京工業大学非常勤講師 横浜国立大学研究員

化学物質アドバイザー 小山 富士雄 氏

- ・「工場・事業所の化学物質管理の取組み事例について」

(1) (株)ADEKA 千葉工場 業務部長 並木 直人 氏

(2) ダウ・東レ(株) 千葉工場 環境安全課 齋藤 篤 氏

## 公害防止管理者実務講習

12月4日（水）

- ・「最近の違反・事故事例から見る事業所の環境管理について」

(一社)産業環境管理協会 技術参与 法政大学&敬愛大学 兼任講師 大岡 健三 氏

- ・「工場・事業所の公害防止管理体制と取組み事例について」

(1) 伊勢化学工業(株) 製造本部 企画室長 星合 靖夫 氏

(2) (株)フジクラ 佐倉事業所 環境安全課長 石井 博 氏

- ・「環境担当者向けSDGsの基礎解説と企業の取組について」

日刊工業新聞社 編集局 編集委員 松木 喬 氏



## 廃棄物関係管理者研修

### 【適正処理研修】9月10日（火）

- ・「産業廃棄物の適正処理を取り巻く近況等について」

千葉県廃棄物指導課 指導企画班

副主査 宮澤 利幸 氏

- ・「建設現場から発生する廃棄物の取扱いについて」

(公財)産業廃棄物処理事業振興財団 適正処理・不法投棄対策部 片山 和俊 氏

- ・「廃棄物の分析について（溶出量と含有量の違いなど）」

イーバリュー(株) コンサルタント・マネージャー 佐藤 健 氏

- ・「工場・事業所の廃棄物管理の取組みについて」

(1) 三井製糖(株) 千葉工場 製造課 技術係 兼 環境係 前里 直紀 氏

(2) 不二サッシ(株) 千葉工場 総務部 課長 武山 尚洋 氏





【施設見学会】10月24日（木）

・東京ガス(株) 袖ヶ浦 LNG 基地

世界最大級のLNG基地



LNGでの実験体験



・東港金属(株) 千葉工場

金属・プラスチック再資源化施設



鋸山ロープウェイから

【資源循環研修】2月3日（月）

※千葉県との共催「廃棄物のリサイクル推進マッチングセミナー」

・報告「台風第15号、第19号、第21号による災害廃棄物の発生状況について」

千葉県循環型推進課 資源循環企画室 副主幹 山田 恵子 氏

・第一部 廃プラスチックの現状と今後の取組 — 持続可能な循環型社会に向けて

1. 「海洋プラスチック汚染の現状と将来」

九州大学 応用力学研究所 附属大気海洋環境研究センター 教授 磯辺 篤彦 氏

2. 「廃棄物エネルギーの産業利用の可能性について

～廃プラスチックの有効利用方策のアプローチとして～

早稲田大学 理工学術院 大学院環境・エネルギー研究科 教授 小野田 弘士 氏

・第二部 廃棄物処理業者による事業PR

1. 「使用済家電製品・電子機器の資源リサイクルについて」

(株)ハイパーサイクルシステムズ 製造技術部長 小笠原 忍 氏

2. 「家電から家電への自己循環 ～混合プラスチックの高度選別～」

(株)グリーンサイクルシステムズ 代表取締役社長 坪井 伸之 氏

・第三部 名刺交換会

排出事業者と処理業者とのフリーの名刺交換、及び打合せ相談

ISO14001内部監査員養成セミナー

11月21日（木）～22日（金）（2日間コース）

講師 (株)品質保証総合研究所（JQAI）

主席講師（EMS主任審査員） 青木 雅彦 氏



監査の基礎知識だけでなく、監査における質問・原因追究を演習の中で身に着けることのできる2015年版移行後のステップアップコースを行いました。

## 会員紹介①



# 大平洋機工株式会社

Pacific Machinery & Engineering Co., Ltd.

当社は、1966年（昭和41年）、戦前の財閥系企業に源を発する日曹製鋼株式会社（現：大平洋金属株式会社）東京工場の閉鎖に伴い、機械部門が千葉県習志野市に移転し習志野機械工場としてスタートいたしました。その後、1984年（昭和59年）7月に分離独立し、社名を大平洋機工株式会社に改め現在に至っております。



当社は、特殊ポンプや各種ミキサーを中心とした一般産業用機械を製造するメーカーです。スラリー輸送に特化した特殊ポンプは、製鉄所や石炭火力発電所、下水処理場、浄水場などでの汚水、排水処理工程で、ミキサーは、食品、化成品などメーカーの製造ラインや建設業などで使用されるなど各種産業を裏方として支え続けるとともに、使用者であるお客様が推進する環境保全にも貢献しております。



スラリーポンプ



各種ミキサ



## 会員紹介②

# プロモ株式会社

プロモ株式会社は再生鉛精錬業として、1962年に設立されました。自動車用廃バッテリーや産業用鉛蓄電池、鉛管、鉛板を主原料として、切断解体、溶融、鑄造の工程を通して、鉛合金を製造している素材メーカーであり、産業廃棄物処理の許可を取得している環境リサイクル企業です。日本でリサイクルされる鉛量は、年間約24万トンで、そのリサイクル率は、99%と非常に高く、廃バッテリーも全く海外に輸出されていないという状態で、鉛は、リサイクルの優等生と言えます。弊社の製品である鉛合金も、自動車用、産業用バッテリーメーカーに販売されており、バッテリーの中の鉛極板となっています。

当社のもう一つの特徴は、2017年に社員が一般社団法人市川精錬会という社員持株会を設立し、その社団法人が資本金6350万円の株式を100%保有している非常に珍しい会社で、明るく、風通しの良い組織と言えます。その証として、経営理念には、社員とその家族の幸せを第一義として考え、行動し必ず成果を出し続けると明文化しています。同時に重きを置いているのが環境方針です。当社は、廃バッテリーから鉛を回収再生する（無公害化しながら、精錬し、再利用する）リサイクル事業活動において、環境問題を経営の重点課題と認識し、環境への負荷軽減に努め社会に貢献します、と謳っています。

## 経営理念

資源の循環のために、地球と暮らしのために、

小さな企業でもキラリとヒカル会社であり続けるため社員と家族の幸せを追求し、リサイクル事業を通して社会に貢献し、社員が経営参加できる企業として創業100年を目指します。

廃バッテリー



解体機



反射炉



合金



環境設備



廃酸中和処理設備

脱硫設備

排水処理設備





## 行政ニュース①

### 令和元年台風第15号、第19号及び10月25日の大雨に係る 千葉県災害廃棄物処理実行計画の策定について

千葉県環境生活部循環型社会推進課

このたびの一連の災害により被災されました皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

さて、本県では、台風第15号、第19号及び10月25日の大雨により大量の災害廃棄物が発生し、被災市町村において処理が進められているところです。

県では、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するために必要な事項を定めた千葉県災害廃棄物処理実行計画を策定し、本計画に基づき、安全性、迅速性、経済性、再生利用に配慮しつつ、県と市町村等が連携して災害廃棄物の計画的な処理を進めていくこととしています。

#### 1 策定の背景

令和元年9月8日から9日にかけて本県に上陸した台風第15号により、本県においては、広範囲で長期にわたる停電と通信遮断や断水が発生するとともに、県内各地で多くの家屋の損壊、道路、海岸、港湾等の被害が生じました。

また、同年10月12日に本県を通過した台風第19号により、一部地域において竜巻等による家屋被害が発生し、更に10月25日の大雨により河川の越水が発生し、県内各地で多くの家屋が浸水等の被害を受けており、県民生活及び産業活動に極めて深刻な影響を及ぼしました。

これら一連の災害により、これまでに経験したことのない規模の家屋被害が生じ、同時に多様かつ大量の災害廃棄物が



台風等による被害



台風等に伴い発生した災害廃棄物

発生しており、今後の復旧・復興に向けて、当該廃棄物の処理を国・県・市町村等が連携し、計画的に実施していくことが必須となったため、県では10月24日に「千葉県災害廃棄物処理実行計画」を策定し、その後の被害状況を踏まえ11月26日に改訂しました。



## 2 計画の概要

### (1) 処理の対象

台風第15号、第19号及び10月25日の大雨により発生した、瓦・木くず等の片付けごみ及び家屋撤去物等の災害廃棄物を対象とします。

### (2) 災害廃棄物の発生推計量

約39万4千トン（令和元年11月14日時点）

### (3) 処理期間

令和3年3月末までの処理完了を目標とします。

### (4) 処理主体

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第4条第1項の規定に基づき、市町村が処理主体となります。

### 【県の役割】

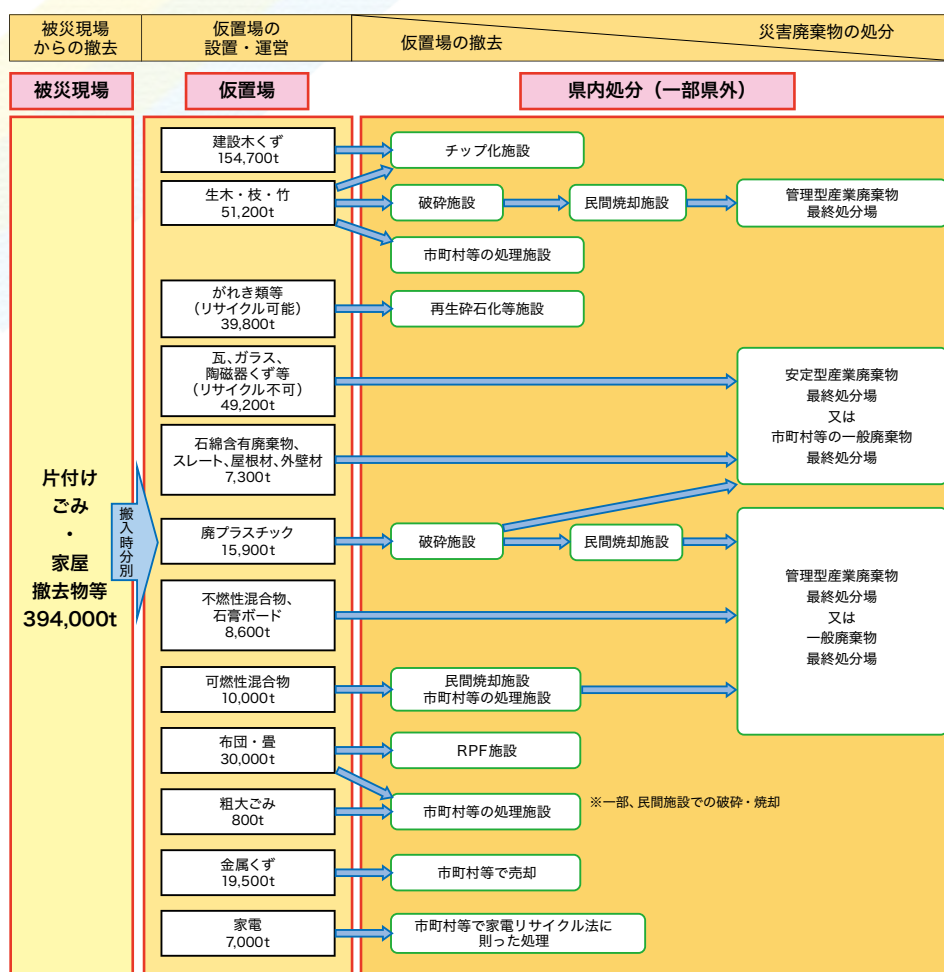
同法第4条の2の規定に基づき、非常災害時における廃棄物の適正な処理が円滑かつ迅速に行われるよう、適切に役割を分担し、市町村と連携・協力を行います。

- ・ 各種情報の集約、情報提供
- ・ 関係機関等との協力・支援の調整
- ・ 県外広域処理に向けた調整
- ・ 災害廃棄物処理に対する技術的支援
- ・ 県全体の災害廃棄物処理の進捗管理 など

### (5) 処理方法

- ・ 災害廃棄物を復旧・復興時における有用な資材ととらえ、可能な限り資源化します。
- ・ 非常災害時であっても、できる限り効率的に分別・選別し、性状に応じた中間処理、再生利用等により災害廃棄物を減量化し、最終処分量を低減します。
- ・ 最大限、県内処理を行うこととするが、必要に応じて県外広域処理を実施します。
- ・ 災害廃棄物の処理の遅れが被災地の復旧・復興の妨げとならないように、処理期間内での処理完了を目指し、災害廃棄物の発生量等に応じて、適切な処理方法を選択します。
- ・ 緊急性や処理の困難性を考慮する中でであっても、合理的な処理方法を選択し、経済的な処理を行います。

なお、県内で発生した災害廃棄物の処理における基本的なフローは次のとおりです。



## 基本的な処理フロー

## (6) 基本的な処理スケジュール

処理期間で定めた期間内での処理完了を目標とし、基本的な処理スケジュールは次のとおりです。

|                    | 令和元年       |    |         |    | 令和2年 |   |    | 令和3年 |      |   |   |  |
|--------------------|------------|----|---------|----|------|---|----|------|------|---|---|--|
|                    | 9          | 10 | 11      | 12 | 1    | … | 12 | 1    | 2    | 3 | 4 |  |
| 千葉県災害廃棄物<br>処理実行計画 |            | 策定 | 進捗管理を実施 |    |      |   |    |      |      |   |   |  |
| 災害廃棄物の撤去           | 片付けごみ撤去    |    |         |    |      |   |    |      |      |   |   |  |
| 家屋撤去               |            |    | 損壊家屋撤去  |    |      |   |    |      |      |   |   |  |
| 一時仮置場              | 既存の処理施設へ搬出 |    |         |    |      |   |    |      |      |   |   |  |
|                    |            |    |         |    |      |   |    |      | 原形復旧 |   |   |  |

災害廃棄物  
処理完了

## 基本的な処理スケジュール

(7) 災害廃棄物処理の進捗管理及び見直し

災害廃棄物処理の進捗管理のため、被災市町村について、定期的に災害廃棄物の搬入・搬出状況及び仮置場の管理状況等を把握します。

また、進捗状況等を踏まえ、必要に応じて本計画を見直します。

千葉県災害廃棄物処理実行計画の本文については、県のホームページ  
<https://www.pref.chiba.lg.jp/shigen/ippan/disaster/saigai-zikkoukeikakur01-2.html> を  
御覧ください。





## 行政ニュース②

# フロン排出抑制法の改正について

千葉県環境生活部廃棄物指導課

フロン排出抑制法が改正され、令和2年4月1日より施行されます。本改正では、フロン類を回収せずに機器を廃棄した場合には、行政指導等を経ることなく直接罰（罰金）の適用対象になる等、機器廃棄に関する規制が強化されています。ここでは、主に改正フロン排出抑制法における機器管理者（廃棄等実施者）の義務や罰則等についてお知らせします。

## 1 改正までの経緯

フロン排出抑制法は、フロン類の大気中への排出を抑制することを目的としており、第一種特定製品<sup>※1</sup>の廃棄等<sup>※2</sup>を行おうとする者は、同法によりフロン類を第一種フロン類充填回収業者に引き渡さなければならないこととされています。しかし、廃棄時の回収率は10年以上3割程度、直近でも4割弱と低迷していることから、廃棄時の回収率の向上対策のため、同法の改正が行われました。

※1 業務用のエアコンディショナー及び冷凍冷蔵機器であって、冷媒としてフロン類が使用されているものをいう。（カーエアコンや家庭用機器は対象外。）

※2 機器を廃棄すること又は機器を原材料や他の製品の部品にリサイクルする目的で譲渡することをいう。機器の廃棄等を行う者は、法律上で「第一種特定製品廃棄等実施者」という。

## 2 改正の内容

「管理者（廃棄等実施者）」、「解体工事元請業者」、「廃棄物・リサイクル業者」を対象として、第一種特定製品の廃棄等に関する規制が強化され、その違反に対する直接罰も導入されることとなりました。

また、都道府県による立入検査の対象に「解体工事元請業者」及び「廃棄物・リサイクル業者」の事務所や現場が追加されるなど、機器廃棄の工程における指導権限が拡大されました。

## 3 管理者（廃棄等実施者）の義務等

改正点について、使用時と廃棄時に分けて説明します。

### （1）機器の管理における改正点

- ・点検記録の保存期間延長

これまで、機器の点検記録は、機器を廃棄するまでの保存が義務付けられていましたが、改正法施行後は、機器を廃棄するためのフロン類の引渡し完了した日からさらに3年間保存することが義務付けられます。

【罰則】指導対象となり、勧告、さらに命令を経て改善されない場合50万円以下の罰金

### （2）機器の廃棄等における改正点

- ・機器廃棄時のフロン類の引渡し義務

充填回収業者が機器にフロン類が充填されていないことを確認した場合<sup>※3</sup>を除き、充填回収業者にフロン類の回収を依頼しなければなりません。

【罰則】50万円以下の罰金（直接罰）

※3 この確認がされると、充填回収業者から「確認証明書」が交付されます。なお、確認証明書は3年間の保存義務が課されます。

- ・解体工事における機器の有無に関する事前説明書面の保存義務  
建物解体工事の場合、元請業者から事前説明された書面を3年間保存しなければなりません。
- ・機器の引渡し時における引取証明書の写しの交付義務  
以下の例外を除き、機器の引渡しに際しては、引取証明書<sup>※4</sup>の写しを交付しなければなりません。

【罰則】30万円以下の罰金（直接罰）

※4 フロン類の引渡しをした際に充填回収業者から交付されるフロン類の引取りを証明する書面をいう。廃棄等実施者は、引取証明書の交付を受けた日から3年間保存しなければならない。

（例外）以下の場合には、引取証明書の写しに代えて、「」内の書類を交付することで機器を引渡すことができます。

①引取等実施者<sup>※5</sup>が充填回収業者登録を受けている場合

「回収依頼書（引取等実施者が自らフロン類の回収を行う場合）」又は「委託確認書（引取等実施者が他の充填回収業者にフロン類の回収を委託する場合）」

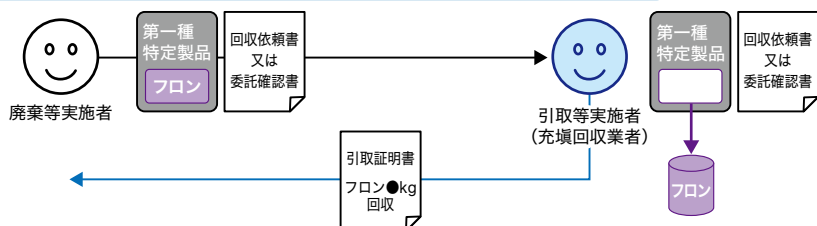
②引取等実施者にフロン類の引渡しを委託して引渡す場合

「委託確認書」

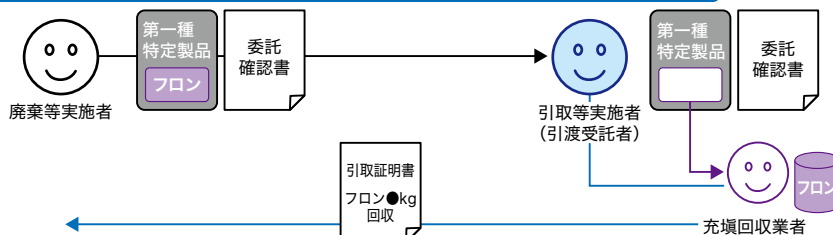
③フロン類が充填されていないことの確認をした場合

「確認証明書の写し」

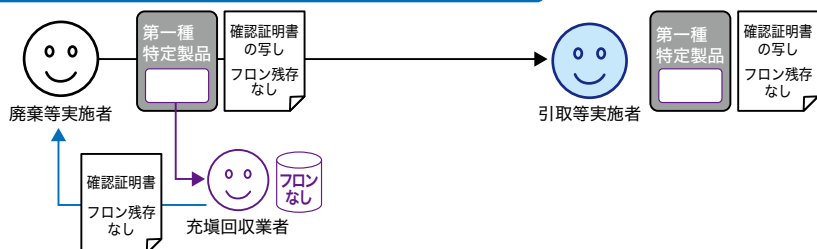
#### ①引取等実施者(充填回収業者)にフロン回収を依頼



#### ②引取等実施者(引渡受託者)にフロン回収の仲介を依頼



#### ③引取等実施者に確認証明書の写しを送付



引取証明書の写しの交付を  
要しない場合

※5 機器の引取り等を行う者のことで、法律上は、「第一種特定製品引取等実施者」という。なお、引取り等とは、機器の解体等の処分を目的とした引取りや、その全部若しくは一部を原材料等として利用することを目的とした譲受け（有償か無償かは問わない）をいう。



(参考) 直接罰が追加された廃棄等実施者の義務

| 対象者    | 義務                                      | 改正前の罰則<br>(間接罰のみ)        | 改正後の罰則                   |                                                      |
|--------|-----------------------------------------|--------------------------|--------------------------|------------------------------------------------------|
|        |                                         |                          | 間接罰                      | 直接罰                                                  |
| 廃棄等実施者 | フロン類の引渡義務<br>(第 41 条)                   | 50 万円以下の罰金<br>(命令に違反した者) | 50 万円以下の罰金<br>(命令に違反した者) | 50 万円以下の罰金<br>(引渡しもその委託もせずに廃棄等を行った者)                 |
|        | 回収依頼書の交付義務<br>(第 43 条第 1 項)             |                          |                          | 30 万円以下の罰金<br>(書面の交付をしなかった者、虚偽の記載等をして交付した者、保存しなかった者) |
|        | 委託確認書の交付義務<br>(第 43 条第 2 項)             |                          |                          |                                                      |
|        | 回収依頼書の写し、委託確認書の写しの保存義務<br>(第 43 条第 3 項) |                          |                          |                                                      |
|        | 引取証明書の保存義務<br>(第 45 条第 3 項)             |                          |                          |                                                      |
|        | 引取証明書の写しの交付義務<br>(第 45 条の 2 第 1 項)      | —                        |                          |                                                      |

※罰則中の ( ) 内は当該罰則の対象となる者

#### 4 おわりに

フロン排出抑制法に基づく管理者（廃棄等実施者）の義務を履行し、フロン類の適正な管理が実施されるようお願いします。なお、改正法の詳細につきましては、千葉県ホームページを御参照いただきますとともに、御不明な点は、千葉県環境生活部廃棄物指導課又は環境省までお問合せください。



## 地域部会活動

### 第1回君津部会

10月23日（水）

1. 事務報告等
2. 講演「土壌汚染対策法の基礎説明」  
県水質保全課 亀山 氏
3. 情報交換会



### 第2回君津部会

12月20日（金）

1. 施設見学会
  - ・東京都環境公社 中央防波堤埋立処分場
  - ・国立科学博物館



### 第2回東葛北部部会

9月26日（木）

1. 講演「生物多様性を理解する」  
NECファシリティーズ(株) 染谷氏
2. 施設見学会
  - ・岡本硝子(株)本社・ガラス事業所
3. 事業報告 4. 情報交換会



### 第1回船橋部会

11月6日（水）

1. 理事会報告
2. 船橋行政設置委員会活動報告
3. 会員トピックス情報交換
4. 協議会事務局連絡
5. 施設見学会
  - ・サッポロビール(株) 千葉工場
6. 懇親情報交換会

### 第1回市原部会

8月23日（金）

1. 理事会情報
2. 2019 活動・会計報告、2020 活動計画
3. いちはら環境フェスタ計画
4. 講演「改正土壌汚染対策法について」  
市水質保全係 河村氏



### 第2回市原部会

12月6日（金）

1. 施設見学会
  - ・サッポロビール千葉工場（船橋市）
  - ・グリコピア千葉工場（野田市）



### 第1回市川部会

9月27日（金）

1. 施設見学会
  - ・プロモ(株)
2. 情報交換会



### 第2回市川部会

2月7日（金）

1. 講演
  - 「土壌汚染対策法および市川市環境保全条例の改正について」
  - 「市川市の環境行政について」
2. 情報交換会





## 第1回長生・夷隅・安房部会

8月6日(火)

1. 講演「伊勢化学工業(株)の紹介と環境取組」
2. 各社の近況報告
3. 情報交換会



## 第2回長生・夷隅・安房部会

## 第2回印旛・香取部会 合同開催

1. 施設見学会 11月27日(水)
  - ・印旛沼観光船(甚兵衛周遊コース2時間)
  - ・佐倉城址公園・国立歴史民族博物館見学
2. 情報交換会



## 第1回習志野・八千代部会

12月12日(木)

1. 施設見学会
  - ・(株)ダイセキ 千葉事業所
2. 理事会報告 3. 情報交換会



## 第1回海匝・山武部会

11月22日(金)

1. 施設見学会
  - ・(株)アルバック 千葉富里工場
2. 情報交換会



## 環境イベント

## エコメッセ2019inちば(当協議会)

～みんなで取り組むSDGs～

10月20日(日)

今年は10,500人もの来場者となり当出展ブースも大変な盛況ぶりでした。家族連れの他、特に学生たちの姿が多く関心の高さが伺えます。

会場内はSDGsをメインテーマにした講演や体験パークなど様々な趣向を凝らしてSDGs取組の後押しをしていました。





## 2019年度 主な行事 今年もほぼ終了予定です。

|                  |                               |
|------------------|-------------------------------|
| <b>◆研修会</b>      |                               |
| 5月10日(金)         | 公害防止統括者等研修(定期総会同日開催)          |
| 7月11日(木)         | 公害防止管理者等育成研修(大気関係)            |
| 9月10日(火)         | 廃棄物関係管理者研修(適正処理)              |
| 9月25日(水)         | 公害防止管理者等育成研修(水質関係)            |
| 10月24日(木)        | 廃棄物関係管理者研修(施設見学)              |
| 11月13日(水)        | 公害防止管理者等育成研修(騒音・振動・悪臭関係)      |
| 12月4日(水)         | 公害防止管理者等育成研修(実務講習)            |
| 1月28日(火)         | 公害防止管理者等育成研修(化学物質関係)          |
| 2月3日(月)          | 廃棄物関係管理者研修(資源循環)              |
| <b>◆ISO セミナー</b> |                               |
| 6月13日(木)         | ISO14001 基礎コースセミナー 1日コース      |
| 11月21日～22日       | ISO14001 内部環境監査員養成セミナー 2日間コース |
| <b>◆公害防止受験講習</b> |                               |
| 7月23日～25日        | 水質1回 3日間コース                   |
| 8月20日～22日        | 水質2回 3日間コース                   |
| 7月29日～31日        | 大気1回 3日間コース                   |
| 8月27日～29日        | 大気2回 3日間コース                   |
| 8月1日～2日          | 騒音・振動関係                       |
| 8月6日～7日          | ダイオキシン類                       |
| <b>◆環境イベント</b>   |                               |
| 6月22日(土)         | ふなばし環境フェア                     |
| 9月21日(土)         | いちはら環境フェスタ ※台風影響で中止           |
| 10月20日(日)        | エコメッセ in ちば 2019              |
| 1月21日(火)         | 第19回千葉県廃棄物適正処理推進大会            |



## 事務局よりお知らせ 事務局新スタッフからごあいさつ

田中と申します。昨年6月よりお世話になり早半年が過ぎました。事務局長を始め、会員企業の方々がとても優しく穏やかな方たちが多く、大変驚いております。昨年10月からは心強い仲間が増え、3人体制で事務局を運営しております。近くにお越しの際は、ぜひお立ち寄りください。

昨年10月中旬より、お世話になっております羽田と申します。入ってすぐにエコメッセに参加させて頂き会員の皆様にお世話になりました。事務局では局長、田中さんに助けて頂いております。早くお仕事に慣れるよう精進してまいりますので、これからもどうぞよろしくお願いいたします。



### イタリアンレストラン&バー Inizio

先日女子2人で行った県庁近くのお勧めレストランを紹介します。ランチ時にお店の前を通ると香ばしい匂いが漂うお洒落なレストラン。サラダ・パン・デザート付きでリーズナブル。女子には何とも嬉しい雰囲気の是非ともまた行きたいお店です。



# 人は、鉄と暮らす。

大きなビルから小さな日用品まで、  
私たちの暮らしには、鉄から生まれた製品がたくさんあります。

鉄は加工が自由自在、機能も変幻自在、  
さらに何度でも何にでもリサイクルできる、環境に優しい素材。

こんなにたくさんの魅力を持った鉄は、  
社会の構築と発展のために重要な役割を担ってきました。  
そしてこれからも。鉄は、変化する社会をもっと頼もしく、  
もっと豊かにする素材へと進化を続けます。

JFE スチールは、最先端の技術で鉄の可能性を追求し、  
新しい利便性や安心・安全を世界中の人の暮らしに届けていきます。

**豊かな未来は“鉄”が創る。JFEスチール。**



**JFE スチール 株式会社**

東日本製鉄所(千葉地区) 〒260-0835 千葉市中央区川崎町1番地  
Tel.043(262)2024 <http://www.jfe-steel.co.jp/>



100年の技術と信頼を明日へ

KOCHI

SINCE  
1917

# 広栄化学工業株式会社

技術と信頼を基盤に世界の人々の豊かな暮らしづくりに貢献  
地球環境問題や地域社会発展への取り組みを積極的に推進

## 持続可能な社会の実現！

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS





「大平洋機工はスラリーポンプ・汚泥ポンプ・各種ミキサを中心とした一般産業用機械製造の総合メーカーです」



スラリーポンプ



パムアベックスミキサ



マンホールポンプ



モノレイヤ



**大平洋機工株式会社**  
Pacific Machinery & Engineering Co., Ltd.

<http://www.taiheiyo-kikou.com>



習志野市  
東習志野7-5-2

☎047-473-6181

ご宿泊

また泊まりたくなる  
洗練されたお部屋

レストラン

大人気ランチバイキング  
金、土、日 開催

お食事処

大人の隠れ家  
千葉の味をお届けします

会議

大小さまざまな会議に

ご宴会

様々な宴会プランを  
ご用意いたしました

ご婚礼

二人の幸せを叶えます

**PP ホテルポートプラザちば**

施設のご案内

シングル・ツイン・スイートルーム・和洋室・和室(全98室)  
大小会議室・洋室宴会場・和室宴会場(全12会場)  
レストランバイクオーレ・お食事処千葉  
ティーラウンジ セランド・プライベートルーム(全4店舗)

千葉市中央区千葉港8-5 電話043-247-7211  
[www.portplazachiba.com](http://www.portplazachiba.com)

徒歩1分  
千葉みなと駅前

Booking.com



## ■ 編集後記 ■

新年あけましておめでとうございます。

さて、編集後記を執筆するにあたっては、穏やかにゆったりとした文面をと考えていたが、「昨年の印象・イメージ」がどうしても頭から切り離すことができず、少し硬い文面となりますがご容赦をお願いしたいと思います。

昨年は、千葉県における異常な気象とその自然の猛威は忘れることができない状況となりました。台風15号、19号及び21号(大雨)での自然現象がもたらす脅威に直面しました。

暴風、竜巻、大雨、がけ崩れ、ダム緊急放流、河川洪水等これまでの当県の温和な気候が一変することとなり、社会生活に大きな打撃と負担を強いられました。私自身15年前に関西から転勤してきましたが、当県は風の強い日は多いが、台風やゲリラ豪雨に直接見舞われない温和な気候と感じていました。しかしながら昨年はそれが一変し、暴風雨、洪水停電、断水など経験の少ない事態に晒されました。日常生活を営んでいる中では、特に意識もしない事態ですが、“日常通り”が如何に大切で幸せであるかを思い知らされました。

これらの異常気候は“地球温暖化”を原因とした現象と言われ、一般的にも論じられていることはご承知のことと思います。異を唱える科学者も事実いらっしゃいますが…。

これらの対策の一つとして“環境の保全”は確実に且つ早急に行う必要性がありますが、最も大切なことは、一人ひとりが環境に寄与する具体的な行動です。行政、企業、学校、団体、個人の枠を超えた他国を含めた地球的規模での行動が求められます。視点は地球規模で、行動はローカルで、一人ひとりでは微力ですが地道に取り組まなければなりません。

他方で直下型地震の話題もありますが、地震は防ぐことができません。しかしながら、異常気象は我々の努力で緩和・改善できる可能性があることを最後に付け加えておきたいと思います。

Y.S

## 会 報 第 102 号

発行年月 2020年1月

発 行 者 一般社団法人 千葉県環境保全協議会  
会 長 井床 伸治  
千葉県中央区長洲1-15-7 森林会館内  
電話 043(224)5827

印 刷 株式会社 アイポップ  
千葉県長生郡睦沢町上市場1831  
電話 0475(40)3700

### ● 編集委員

JFEスチール(株)、広栄化学工業(株)  
大平洋機工(株)、プロモ(株)

表紙写真：

「タンチョウヅル」

(株)ダイセキ OB 坂井 史郎 氏 提供

## 事務局からのお知らせ

### 会報表紙写真の募集をします (随 時)

会報“kanhokyo”は、表紙写真を会員のみなさまから募集いたします。

年2回発行の夏号(8月)と新春号(1月)の表紙写真としてふさわしい作品を編集委員会にて選考させていただきます。

掲載にあたっては、薄謝を贈呈致しますのでふるってのご応募をお待ちします。

